

令和7年度 7月只見町農業委員会定例総会議事録

日時：2025/7/15
13:30～15:00

場所：只見町下庁舎中会議室

出席者：1番渡部周一郎、3番目黒委員、8番星委員、9番山内委員、10番小沼委員
11番飯塚会長（6名）

欠席者：2番三瓶委員、4番佐藤委員、5番吉津榮一、6番渡部理一、7番齋藤委員、（5名）

事務局：星一事務局長、岩淵秀一事務局員（2名）

作成者：岩淵事務局員

事務局 定刻になりました。本日予定されている方全員出席予定ですので、まずは配布資料の確認をしたいと思います。（資料確認）
総会の前に、農業委員の任期満了に伴い最後の総会となり、農業委員を退会される3名の方からご挨拶をいただきたいと思います。三瓶委員と佐藤委員は欠席のため星和榮委員から一言お願いします。

8番星委員 私こと、3期9年間でしたが、大変お世話になりました。

全委員 （拍手をもって感謝した）

事務局 それでは会長を議長として進行方よろしくをお願いします。

議長 本日は、農業委員任期前最後の定例会となり、星委員には長い間ご苦労様でした。健康に注意されお過ごしください。先月24日に第112回常設審議委員会に出席して来ました。内容は規模の大きい3ha以上の転用であり、ほとんどが太陽光発電の案件でした。私からは以上ご報告し、総会を始めたいと思います。

それではただ今より只見町農業委員会7月定例総会を開会いたします。本日の出席状況は委員総数11名中6名の出席を認め、本会が成立したことを報告いたします。届出欠席者は別紙のとおり5名です。

次に、会議録署名人を2名指名いたします。
3番目黒委員、8番星委員を指名しますのでよろしくをお願いします。

3番目黒委員
8番星委員 （了承）

議長 それでは早速でございますが
議案審議に入ります。
議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

議長。

はい。

事務局 それでは座って説明させていただきます。
今月は1件の申請がございました。議案書の3ページをご覧ください。
議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が、その当事者より下記のとおり提出され受理したので、申請通り許可するものとする。

令和7年7月15提出、只見町農業委員会会長ということでございます。
申請者は譲受人が会津若松市のMさん、譲渡人が館ノ川在住のMさんの

10番小沼委員

議長

全委員

全委員

議長

事務局

10番小沼委員

の父です。申請地が館ノ川自宅裏の畑1筆の面積が254平米です。申請理由としては生前贈与による所有権移転であります。現在は父が耕作していますが、許可後は会津若松から週末実家に帰ってきて管理すると聞いております。

次に議案資料をご覧ください。

資料2ページ目が位置図で自宅の裏側でございます。

3ページは小沼委員と新國推進委員が現況調査をした時の写真でございます。

ご覧のとおり、野菜が栽培管理されておりました。なお、4ページが調査報告書で7月1日に確認してもらいました。担当委員から報告願います。

それでは、私から報告いたします。

取得する農地の利用状況については、事務局より説明があったとおり息子のMさんが生前贈与し管理や栽培をすると父のMさんより伺っております。また、取得後の常時従事状況については、週末管理ということで問題なし、周囲の地権者からは承諾を得ており問題ありませんので、許可相当と認め審議方よろしくをお願いいたします。

はい。

ただいま事務局及び担当委員から説明がありましたが皆様から質問等ございませんか。

（ありません。）

ないようでございますので、議案第7号について、その申請についてを承認するに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

全会一致により議案第7号は原案通り承認されました。

続きまして議案第8号、現況確認証明申請について、を議題とします。
事務局より説明を求めます。

議長。

はい。

それでは、議案書4ページをご覧ください。議案第8号の現況確認証明申請について下記の者より現況確認申請があり、受理したので証明するものとする。令和7年7月15提出、只見町農業委員会会長ということで今回申請が2件ございました。

先ずは、1件目の申請者只見町上町のSさん、同上町地内の地目田、現況宅地の1筆115平米、この土地は昭和47年9月30日に有限会社S自動車工業が工場を新築、その後Uショップを経て平成20年6月にU氏へ売却し現在に至る。現況は、経緯のとおり耕作せず、宅地になり現在に至る。議案資料の5ページが位置図です。現地調査時の現況写真が6ページ、7ページが調査報告書となっておりますので、担当委員会から報告をお願いします。

新國推進委員と事務局で、7月1日に現地調査をして参りました。見てのとおり工場用地として建物が建っており、転用の経過はわかりません

が、非農地として判断、現況宅地として問題なく。証明は妥当と思われるので、審議方よろしくお願ひします。

事務局

それでは、2件目についてご説明いたします。
議案書の4ページをご覧ください。申請者は千葉県のHさんと福井宇三日町地内の畑2筆、現況宅地の411平米で平成11年頃、前所有者H氏の父が車庫兼倉庫を建設し宅地として利用しているのを証明願ひたい。地目変更後は、株式会社Rへ売買する予定であると説明。
議案資料の8ページが位置図です。現地調査時の現況写真が9ページ、10ページが調査報告書となっておりますので、担当委員会が本日欠席で推進委員にも連絡しましたが出席できない旨報告がございましたので、事務局から報告します。

7月1日に担当委員の渡部委員と堀金推進委員で現地調査の結果、記載のとおり前所有者のH氏が建設した車庫が建っており一体として非農地と判断、現況宅地として問題なく。証明は妥当と思われるので、審議方よろしくお願ひします。

議長

はい。
ただいま事務局及び担当委員から説明がありましたが皆様から質問等ございませんか。

全委員

(ありません。)

議長

他にございませんか(ありません)
ないようでございますので、議案第5号の1番から5番の案件について、を承認するに賛成の方の挙手をお願いします。

全委員

(全員挙手)

議長

はい、ありがとうございます。全会一致により議案第8号の2件は原案通り承認されました。引続き議案審議に入ります。
議案第9号、農用地利用集積等促進計画(再転貸案)に対する意見の決定について、を議題とします。
これより説明を求めます。
議長。
はい。

事務局

議案書5ページをご覧ください。
議案第9号 農地中間利用集積等促進計画(再転貸)案に対する意見の決定について農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画を定めることについて、同法第19条第3項の規定により町長より意見を求められましたので、別紙により回答するものとする。
再転貸(公社→借り手)で筆数は2筆の設定面積は、4,027平米となっております。
令和7年7月15提出、只見町農業委員会長ということで、議案書資料の11ページをご覧ください。意見についての照会文書で12ページがその回答文(案)でございます。
詳細は、13ページ、梁取地内の田2筆で29番が公社から農業法人I、

31番が公社からY氏へ令和7年9月1日～令和20年12月31日の各14年間の賃貸借権を設定、作物は「水稻」を栽培する。
地域計画内の農地であり、2筆とも農業法人が耕作する計画となっておりますので、今後地域計画の変更は生じてくることを申し添えます。
以上となりますので、よろしくお願ひします。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが皆様から質問等ございませんか。

全委員

(ありません。)

議長

他にございませんか(ありません)
ないようでございますので、議案第9号の案件について、を承認し別紙のとおり「異議なし」の意見を町長にすることで、賛成の方の挙手をお願いします。

全委員

(全員挙手)

議長

はい、ありがとうございます。全会一致により原案通り承認されました。本日の提出議案は以上です。続いて、協議報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局

別紙資料(1)をご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書について説明いたします。

これは、議案第9号に係る農地の合意解約となります。2筆とも所有者B氏が7月1日付けで基盤強化法による使用貸借契約を公社経由で本人へ貸し出していた合意契約の通知があった事の報告です。

次に別紙資料(2)をご覧ください。令和7年度只見町農地パトロール(利用状況調査)の実施についてを説明いたします。

7年度の実施要領(案)としては、福島県農業会議で決定した実施要領を基に、2の実施期間を8月1日から10月31日までとします。
実施方法としては、町内全域全ての農地(田、畑)を一筆ごとにタブレットを使って担当地区毎に職員を入れた3名体制で調査をお願いいたします。(別紙担当票)
また、調査結果は11月10日(月)までに事務局へ提出するようにしてください。

従来の紙での配布は致しませんので、よろしくお願ひいたします。
その他は昨年度と変更はございません。

飯塚委員

前回タブレットで調査し、その後タブレットで農地の様子を写真に撮ったが上手くタブレットへ反映されなかった。原因を教えて欲しい。

事務局

調査後、翌日には農業委員会サポートシステムへ反映され、事務局で確認してしまうと新たに反映されない仕組みになっておりました。
今後は、追加等ある場合には、ご連絡いただければお待ちします。

飯塚委員

全筆調査と説明があったが、昨年度の調査状況は確認できるのか。

事務局

ままだ、確認していませんが、たぶん反映されていて確認可能と思われますが、なお確認いたします。

次に別紙資料(3)をご覧ください。新規就農相談会「ふくしま農業人フェア」の参加についてを説明いたします。

昨年度11月10日の会津アピオでの実績は、株式会社伊南川で相談会へ参加していただきました。相談件数が33名中3名となり、新規就農又は雇用まではいきませんでした。成果はあったと聞いております。今年度は、11月9日に会津アピオで開催されますので、参加可能な法人さんや認定農家さんを中心に参加をご検討いただければと思います。

よろしくお願いたします。

次に別紙資料(4)をご覧ください。令和7年度農業委員及び農用地利用最適化推進委員合同研修会についてを説明いたします。

8月12日の定例総会終了後、福島県農業会議本柳事務局次長を講師に改選後に係る農業委員及び農用地利用最適化推進委員を対象に開催する予定です。総会からの流れは別紙のとおりとなりますので報告いたします。

次に別紙資料(5)をご覧ください。福島県農業会議主催の令和7年度農業委員及び農用地利用最適化推進委員研修会についてを説明いたします。

8月29日(金)に南会津町「御蔵入交流館」にて開催されます。各農業委員会5名の要請が来ておりますので、参加をどうするか決めていただきたいと思ひます。

8月12日に新たに農業委員又は推進委員になられた方におねがいはどうか。

それでは、事務局から通知文を出して、参加を促したいと思ひます。

次に別紙資料(6)をご覧ください。農業経営改善計画認定申請書の審査についてご報告申し上げます。

株式会社R社の更新でございます。水稻を現状の8,000aから20,000aへ、作業受託を3,163aから2,700aへ経営規模を拡大する内容です。全体で200町歩になります。

次に別紙資料(7)をご覧ください。令和7年度一般社団法人福島県農業会議行事予定でございます。

特に皆様に関係ある行事には、アンダーラインをしてございますので、予定等を確認してください。

協議報告事項について事務局からは、以上となります。

議長

全委員

それでは、すべての議案、報告事項が終わりましたので、他に何かございませんか。

(全委員 ありません)

無いようなので、これで7月の定例総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

只見町農業委員長 飯塚 春夫 様

この議事録は、会議内容と相違ないことを認め署名する。

令和7年8月12日

議事録署名人

黒美樹

議事録署名人

星初策

飯塚委員

事務局